

## 契約概要



無配当 無解約払戻金型医療保険(2013)

■「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や給付に際しての制限事項等についての詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、後日お渡しする「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

■お申し込みいただく具体的なご契約内容は、「生命保険契約申込書」にご記入されたとおりとなります。

## 商品の仕組みについて

「医療保険 新CURE [キュア]」は、病気やケガによる入院や手術を一生涯保障する保険です。死亡時の保障はありません。

各種特約により、がんや急性心筋梗塞・脳卒中、先進医療に対する保障を加えることができます。

## ご契約例

入院給付金日額10,000円、重度三疾病一時金特約100万円、がん一時金特約50万円、がん通院特約10,000円、先進医療特約付加の場合



\*1 重度三疾病一時金特約の急性心筋梗塞一時金、脳卒中一時金にかかわる保障は、責任開始日より開始します。  
\*2 一定年齢で払込みが終了する「短期払」もお選びいただけます。

※ご契約いただく給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数=月払・半年払・年払、払込経路=口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱等)については申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

## 支払限度日数について

プランにより支払限度日数が異なります。

- ① 三大疾病無制限プラン：主契約に七大生活習慣病入院給付特則(三大疾病無制限型)を適用したプラン
- ② 七大疾病無制限プラン：主契約に七大生活習慣病入院給付特則(七大疾病無制限型)を適用したプラン
- ③ 七大生活習慣病入院給付特則を適用しないプラン

① 三大疾病無制限プラン		1入院の支払限度タイプ/60日型		1入院の支払限度タイプ/120日型	
		1入院の支払限度	通算支払限度	1入院の支払限度	通算支払限度
主契約	疾病入院給付金	約款所定の七大生活習慣病(三大疾病)による入院	無制限	1,000日	1,000日(三大疾病は無制限)
		約款所定の七大生活習慣病(三大疾病以外)による入院	120日	180日	1,000日(三大疾病は無制限)
		病気による入院(上記以外)	60日	120日	
	災害入院給付金	ケガによる入院	60日	1,000日	1,000日

② 七大疾病無制限プラン		1入院の支払限度タイプ/60日型		1入院の支払限度タイプ/120日型	
		1入院の支払限度	通算支払限度	1入院の支払限度	通算支払限度
主契約	疾病入院給付金	約款所定の七大生活習慣病による入院	無制限	1,000日(七大生活習慣病は無制限)	1,000日(七大生活習慣病は無制限)
		病気による入院(上記以外)	60日	120日	
	災害入院給付金	ケガによる入院	60日	1,000日	1,000日

③ 七大生活習慣病入院給付特則を適用しないプラン		1入院の支払限度タイプ/60日型		1入院の支払限度タイプ/120日型	
		1入院の支払限度	通算支払限度	1入院の支払限度	通算支払限度
主契約	疾病入院給付金	病気による入院	60日	1,000日	1,000日
	災害入院給付金	ケガによる入院	60日	1,000日	1,000日

「約款所定の七大生活習慣病」は次のとおりです。

- がん(悪性新生物・上皮内新生物)
- 心疾患
- 脳血管疾患
- 糖尿病
- 高血圧性疾患
- 肝硬変
- 慢性腎不全

このうち「三大疾病」は

- がん(悪性新生物・上皮内新生物)
- 心疾患
- 脳血管疾患

## 保障内容について

名称	給付金・一時金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度	
主契約	1 疾病入院給付金	病気で入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	「支払限度日数について」をご確認ください	
	2 災害入院給付金	不慮の事故で180日以内に入院されたとき			
	3 手術給付金	病気または不慮の事故で約款所定の以下の手術を受けられたとき ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる骨髄移植術 ●先進医療に該当する診療行為 約款所定の骨髄幹細胞の採取術を受けられたとき(責任開始日の1年後より保障開始)	〈入院中の場合〉主契約の入院給付金日額の20倍 〈外来の場合〉主契約の入院給付金日額の5倍	支払回数無制限	
先進医療特約	4 先進医療給付金	病気または不慮の事故で約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算2,000万円	
特約	重度三疾病一時金特約	5 がん一時金	初回：初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降：がんの治療を目的として入院を開始されたとき	一時金額	支払回数無制限(ただし、1年に1回を限度)
		6 急性心筋梗塞一時金	急性心筋梗塞の治療を目的として入院を開始されたとき	一時金額	支払回数無制限(ただし、1年に1回を限度)
	7 脳卒中一時金	脳卒中の治療を目的として入院を開始されたとき	一時金額	支払回数無制限(ただし、1年に1回を限度)	
	がん一時金特約	8 がん一時金	初回：初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降：がんの治療を目的として入院を開始されたとき	がん一時金額	支払回数無制限(ただし、1年に1回を限度)
	がん通院特約*	9 がん通院給付金	がんの治療を目的として約款所定の以下の通院をされたとき ●がんにより入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その退院後の1年(通院治療期間)以内の通院… <b>A</b> ●約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬のみとし、経口投与を除く)のための通院… <b>B</b>	がん通院給付金日額×通院日数	<b>A</b> 通院治療期間あたり60日を限度 <b>B</b> 支払日数無制限

\*「重度三疾病一時金特約」または「がん一時金特約」を付加した場合に限り、付加することができます。

## 保険料払込免除について

- 不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当されたとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「特定疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、保険料払込期間中に以下、**■「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由**に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

### ■「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由

悪性新生物(がん)	悪性新生物責任開始日*以後に初めて約款所定の悪性新生物(がん)になったと診断確定されたとき(皮膚の悪性黒色腫を除く皮膚がんおよび上皮内新生物は対象外) *「悪性新生物責任開始日」は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。
急性心筋梗塞	約款所定の急性心筋梗塞を発病し60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	約款所定の脳卒中を発病し60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

保険料払込免除についての詳細は、後日お渡しする「**ご契約のしおり(しくみと特徴)**」をご確認ください。

## 保障内容に関する注意事項について

- 主契約・特約の各給付金等のお支払いは、いずれも責任開始時以後に生じた病気、または不慮の事故に限ります。ただし、**がん一時金**、**がん通院給付金**は**がん責任開始日以後にがん**と診断確定された場合に限りお支払いします。
- 1日の入院に対して「**疾病入院給付金**」と「**災害入院給付金**」は重複してお支払いしません。
- 2回以上の入院をされた場合でも、「それぞれの入院の原因が同一のとき」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合は1回の入院とみなします(併発している原因を含みます)。
- 被保険者が死亡された場合、主契約、特約とも保障は消滅します。またこの商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡されたときに解約払戻金がある場合は契約者にお支払いします。

主契約・特約の給付金等のお支払いについての詳細は、後日お渡しする「**ご契約のしおり(給付金等のお支払いについて)**」をご確認ください。

### <三大疾病無制限プラン>の場合

七大生活習慣病以外の原因により疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始し、その入院中に、高血圧症以外の七大生活習慣病の治療を開始した場合には、その入院を開始した日から七大生活習慣病の治療を目的として入院したものとみなして、給付金をお支払いします。

### <七大疾病無制限プラン>の場合

七大生活習慣病以外の原因により疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始し、その入院中に、高血圧症の治療を開始した場合には、その入院は**七大生活習慣病の治療を直接の目的とした入院に含みません。**

### ■手術給付金について

- 同一の日に複数回手術を受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 手術料が1日につき算定される手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 放射線照射または温熱療法による診療行為を複数回受けた場合は、手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。

手術給付金についての詳細は、後日お渡しする「**ご契約のしおり(しくみと特徴／手術給付金について)**」をご確認ください。

### ■先進医療特約について

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる病気・症状等)および実施する医療機関(施設基準に適合する病院または診療所)が決められています。
- 医療行為、医療機関および適応症などによっては、先進医療給付金のお支払いの対象とならないことがあります。
- 療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金のお支払いの対象とはなりません。
- 先進医療給付金のお支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

先進医療特約についての詳細は、後日お渡しする「**ご契約のしおり(特約について／先進医療特約)**」をご確認ください。

### ■がんにかかわる保障について

重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

### ■がんの診断確定について

この保険では、**診断確定の根拠となった検査の実施日を、がんと診断確定された日とみなします。**

### ■重度三疾病一時金特約について

がん責任開始日前に**がん**と診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この特約の**がん一時金**はお支払いしません。

### ■がん一時金特約・がん通院特約 共通

がん責任開始日前に**がん**と診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この特約は無効となります。

### ■がん通院特約について

- 抗がん剤治療の腫瘍用薬とは、被保険者が通院した時点において総務大臣が定める日本標準商品分類における「8742 腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。対象となる抗がん剤は上記腫瘍用薬(経口投与を除く)のみとなり、**ホルモン剤および生物学的製剤などの医薬品は該当しません。**
- 同一の日に2回以上の通院をされた場合、重複してお支払いしません。

各特約についての詳細は、後日お渡しする「**ご契約のしおり(特約について／重度三疾病一時金特約)**」,**(特約について／がん一時金特約)**」,**(特約について／がん通院特約)**」をご確認ください。

## 解約払戻金について

### ■主契約

終身払の場合	解約払戻金はありません。
短期払の場合	保険料払込期間中は解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後で、かつ、すべての保険料を払込済みの場合には、主契約の入院給付金日額の30倍の解約払戻金があります。

### ■先進医療特約・重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約

保険期間を通じて解約払戻金はありません。

## 配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

## その他の注意事項について

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取り扱いません。

# ご契約のしおり抜粋

<2015年10月作成>

この書面は、保険契約にともなう大切なことから記載した「ご契約のしおり」の抜粋です。**「契約概要」、「注意喚起情報」とあわせて必ずご一読ください。後日、「ご契約のしおり／約款」をお渡ししますので、必ずご確認ください。**

## 1. 特に注意していただきたいことから

### ■お申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)について

- お申込みの撤回等は書面でのみ受け付けますので、当社の事務センターあてに郵送してください。

※書面の送付先

〒190-0012 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル  
オリックス生命保険株式会社 事務センター

- 書面を発信したとき(郵便の消印日付)をもって、お申込みの撤回等の申出日とします。
- 「特約のみのお申込みの撤回」「保険契約や特約の減額」など、お申込みの一部の撤回または保険契約の一部の解除もできません。
- 当社は、申込者または保険契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償、または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

### ■当社の生命保険募集人には保険契約締結の代理権はありません

- 当社の社員や生命保険募集人(当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターの担当者を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介(保障の内容や申込手続きの説明、申込書類の取次ぎ等)を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

### ■告知義務について

- 告知とはお申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。

### ■正しく告知しなかった場合のデメリットについて

- 告知義務違反による保険契約または特約の解除
  - 告知いただくことからは、告知書および告知画面に記載してあります。
  - 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約または特約を解除することができます。

- 給付金等をお支払いできないことがあります。当社が保険契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。ただし、「給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告

知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、給付金等をお支払いするか、または保険料の払込みを免除することがあります。

### ■詐欺による取消および不法取得目的による無効について

- つぎの場合には保険契約または特約を取消または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
  - 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺により保険契約・特約の締結または復活が行われた場合
  - 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約・特約の締結または復活を行った場合

## 2. ご契約に際して

### ■お申込みについて

- 申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名・捺印をお願いいたします。

### ■保険証券の送付について

- 保険証券を送付します。保険契約が成立しますと保険証券を送ります。保険証券に書いてあることがらで、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

### ■特別条件付によるお引受けについて

- 当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客さまの身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。
- 以下の条件を付けてお引受けする場合があります。

#### 【特定障害不担保特約】

- 視力障害を不担保とした場合  
当社が指定した「視力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。
- 聴力障害を不担保とした場合  
当社が指定した「聴力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。

#### 【特定疾病・特定部位不担保】

この条件を付加した場合には、当社が指定した特定疾病または特定部位について、不担保期間中に疾病入院給付金、手術給付金、先進医療給付金またはがん通院給付金の支払事由に該当しても、お支払いしません。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申込みください。
- 保険契約の内容に関する詳細は後日お渡りする「ご契約のしおり／約款」に記載していますので、ご確認ください。

1告知義務について

- ①保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務(告知義務)があります。告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。オリックス生命(以下「当社」)はご契約にあたって、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等について「告知書」または「告知画面」でおたずねします。**事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ(告知)ください。**※告知の仕方など具体的な内容の詳細につきましては、別途、「告知いただく際のお願い」「告知書記入例」をご確認ください。
- ②告知受領権(告知を受ける権利)は当社(当社所定の「告知書」または「告知画面」を介して受領)が有しています。**当社の社員・生命保険募集人(生命保険代理店を含みます)には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知していただいたことにはなりません。**
- ③保険契約のお申込み後または給付金等のご請求および保険料の払込免除のご請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、お申込内容や告知内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。
- ④傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けすることがあります。傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります)。※保険料の割増し等により、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品も取り扱っています。

2正しく告知されなかった場合の取扱いについて

- ①故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、正しくないことを告知された場合には、責任開始日(復活日を含みます)から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
  - 責任開始日から2年経過後でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
  - 保険契約または特約が解除された場合には、解約の際にお支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。
  - 保険契約または特約を解除した場合、給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。**
- ②告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取消しとなることがあります。
- 詐欺による取消しの場合、既に払込みいただいた保険料はお返ししません。

3現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について

- ①現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合には、多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ②新規の保険契約と同様に告知義務があります。**告知内容によっては、新たな保険契約をお引受けできなかったり、告知されなかったために新たな保険契約が解除または取消しとなる場合があります。**新たな保険にご契約し直す場合も、「**2**正しく告知されなかった場合の取扱いについて」が適用されます。
- ③正しく告知された場合でも、責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。給付金等のお支払いについての詳細は、後日お渡りする「ご契約のしおり(給付金等のお支払いについて)」をご確認ください。
- ④現在の保険契約について一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権\*を失う場合があります。  
\*当社の商品(団体保険を除く)には配当はありません。

4保険契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)について

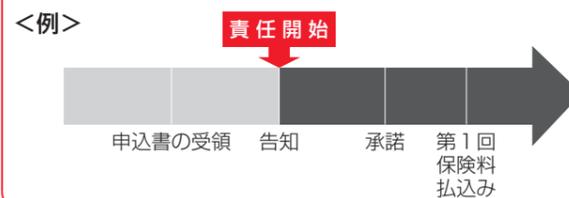
保険契約の申込日から、その日を含めて15日以内にお申し出いただければ、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、払込みいただいた金額を全額お返しします。ただし、利息はおつけしません。

5責任開始時(日)について

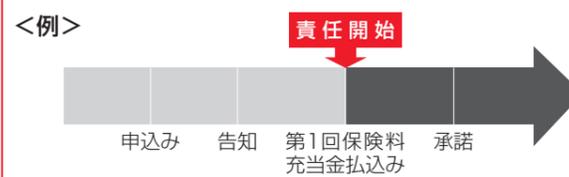
- ①生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書および告知にもとづく当社の承諾が必要となります。当社の社員・生命保険募集人(生命保険代理店を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介(取り次ぎ等)を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- ②保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

【「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合】当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、**申込書の受領\*または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。**  
\*申込書の受領とは、当社または当社の生命保険代理店が申込書を受領したときをいいます。なお、電磁的方法(イ

ンターネット)によりお申込みの場合は、当社がお申込みに関する事項を受信したときをいいます。



【「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合】当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、告知または第1回保険料(充当金)の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。



※第1回保険料(充当金)をクレジットカードにより払込みいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料(充当金)を払込みいただいたものとします。  
※保険契約をお引受けすることが決定した後に、第1回保険料から口座振替により保険料を払込みいただく場合は、第1回保険料振替日から、保険契約上の責任を開始します。

保険種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。責任開始時(日)等についての詳細は、「契約概要(保障内容に関する注意事項について)」、後日お渡りする「ご契約のしおり(ご契約に際して/保障の開始時期(責任開始)について)」をご確認ください。

6給付金等が支払われない場合について

つぎのような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。保険種類により異なる場合がありますので、給付金等のお支払いについての詳細は、後日お渡りする「ご契約のしおり(給付金等のお支払いについて)」をご確認ください。

- お支払事由に該当しない場合(例：責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合等)
- 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、**保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき**など、重大事由により保険契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険契約の締結・復活にあたり詐欺により保険契約または特約が取消しとなった場合や、給付金等の不法取得目的があつて保険契約または特約が無効になった場合

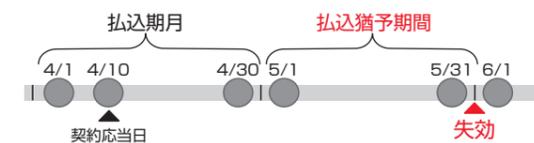
- お支払いの免責事由に該当した場合(例：保険契約者または被保険者の故意、または重大な過失による場合等)

7保険料の払込猶予期間、保険契約の失効、復活について

- ①払込期月と猶予期間、猶予期間経過による失効  
保険料は払込期月(保険料を払込みいただく月)内に当社へ払込みください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。  
◆払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は失効**となります。

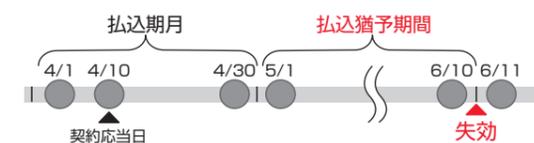
<保険契約が月払の場合>

- 払込期月：契約当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から末日まで



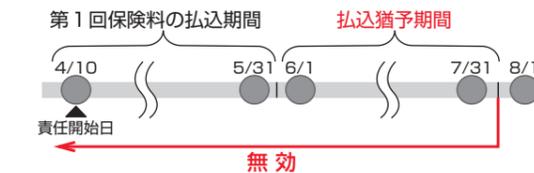
<保険契約が半年払・年払の場合>

- 払込期月：契約当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日日まで



【「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合、第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりとなります。

- 払込期間：責任開始日から翌月末日まで
- 払込猶予期間：払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで
- ◆払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は無効**となります(責任開始期にさかのぼって保障がなくなります)。



②復活に関する事項

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内(保険種類により異なります)であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。保険契約の復活を当社が承諾した場合には、未払込保険料とそれに対する利息の払込みおよび告知がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

【ご注意ください】

・復活に際しても、「**1**告知義務について」、「**2**正しく告知されなかった場合の取扱いについて」、「**6**給付金等が支払われない場合について」に記載の内容が適用されます。

・被保険者の健康状態等によっては復活できない場合や、保険種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。

復活を申し込むことができる期間、責任開始日等についての詳細は、後日お渡しする「ご契約のしおり(ご契約後について／保険契約の復活について)」をご確認ください。

### ⑧解約と解約払戻金について

払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、**特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

なお、解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引き下げる保険種類もあります。解約払戻金についての詳細は、「**契約概要(解約払戻金について)**」、後日お渡しする「**ご契約のしおり(ご契約後について／解約と解約払戻金について)**」をご確認ください。

### ⑨給付金等のお支払いに関するお手続き等について

①お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お受取りいただける可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにご連絡ください。

②ご請求手続き、給付金等をお支払いできない場合については当社ウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認ください。

③当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお知らせができませんおそれがありますので、保険契約者のご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。

④給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入中の保険契約によっては、複数の種類の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合にはご連絡ください。

⑤被保険者が給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「**戸籍上の配偶者または3親等内の親族**」(指定代理請求人)が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の(1)戸籍上の配偶者、(2)親または子、(3)兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます(詳細については、後日お渡しする「ご契約のしおり(指定代理請求特約について)」をご確認ください)。

※指定代理請求人に対し、**支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。**

●契約内容に関するお手続きやお問合せ等

カスタマーサービスセンター  
**0120-506-094**  
受付時間9:00～18:00  
(日曜祝日、年末年始の休業日を除く)

●給付金等に関するお問合せやお相談

**0120-506-053**  
＜お支払結果に関するご相談(支払結果相談窓口)＞  
音声ガイダンスで「1」をプッシュ  
受付時間9:00～17:00  
(土日祝日、年末年始の休業日を除く)  
＜給付金等のご請求手続き＞  
音声ガイダンスで「2」をプッシュ  
受付時間9:00～18:00  
(日曜祝日、年末年始の休業日を除く)

### ⑩業況の変化による給付金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の給付金額等が削減されることがあります。

### ⑪生命保険契約者保護機構について

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の給付金額等が削減されることがあります。

### ⑫苦情のお申出先およびご相談窓口について

①生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、以下の窓口へご連絡ください。

**0120-227-780**  
音声ガイダンスで「1」をプッシュ  
受付時間9:00～17:00  
(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

②当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(一般社団法人生命保険協会のウェブサイト<http://www.seiho.or.jp/>)。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### お客さまの個人情報の取扱いについて

#### プライバシーポリシーについて

オリックス生命保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業員等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、**安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。**

#### 1. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきま。なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意を頂いた上で行います。

- (1)各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2)保険金・給付金等のお支払い
- (3)当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6)その他保険に関連・付随する業務

#### 2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

#### 3. 個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

#### 4. 個人情報の外部への提供

- 当社は、つぎの場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。
- (1)お客さまの同意を得ている場合
  - (2)法令に基づく場合
  - (3)お客さま、または公共の利益のために必要であると考えられる場合
  - (4)上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
  - (5)保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
  - (6)その他の正当な理由がある場合

#### 5. 個人情報の開示・訂正等

当社は、お客さまから個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。

【お問合せ窓口】  
個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せは、下記窓口にて承っております。  
オリックス生命保険株式会社  
個人情報お問合せ窓口  
0120-227-780  
(土日祝日、年末年始の休業日を除く9:00～17:00)  
音声ガイダンスで「2」をプッシュ

※このプライバシーポリシーにおける個人情報については、当社の代理店および従業員等の個人情報を対象としていません。

※上記のグループ会社については、当社ウェブサイト(<http://www.orixlife.co.jp/>)でご確認いただくか、個人情報お問合せ窓口へお問合せください。

#### 機微(センシティブ)情報の取扱いについて

当社は、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報の利用目的を業務の適切な運営の確保その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用しません。

#### 再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等お支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

### 他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、次のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

#### 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

●お客さまのご契約内容が登録され、ご契約のお引受けやお支払いの判断の参考とさせていただきます。

・当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社\*および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

・保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

・一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

#### 【登録事項】

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2)死亡保険金額、災害死亡保険金額および収入保障年金の現価額(一括支払による金額)
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

\*「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

#### 「支払査定時照会制度」について

●保険金、年金または給付金のご請求に際し、お支払いやご契約の解除等の判断の参考とすることを目的として、お客さまのご契約内容等を利用させていただきます。

・当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社\*、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険金、年金もしくは給付金のお支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

・保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。

#### 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)。
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとなります)。
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

\*「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

 **オリックス生命保険株式会社**  
本社  
ORIX 〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ